

平成27年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 平成27年3月31日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時51分
- 2 場 所 田無庁舎3階 庁議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教育部特命担当部長 坂 本 眞 実
教育企画課長 早 川 礼 成
教育指導課長 田 中 稔
教育部主幹（教育指導課）兼統括指導主事 内 田 辰 彦
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 岡 本 範 子
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 0人

平成27年西東京市教育委員会第2回臨時会議事日程

日 時 平成27年3月31日（火） 午後2時から
場 所 田無庁舎3階 庁議室

- 第 1 選挙第1号 西東京市教育委員会委員長の選挙について
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第30号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 第 6 議案第31号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第 7 議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について
- 第 8 議案第33号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 9 議案第34号 西東京市公立学校職員に関する措置等について
- 第10 その他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第2回臨時会
(3月31日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○宮田委員長職務代理者 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

○宮田委員長職務代理者 それでは、日程第1 選挙第1号 西東京市教育委員会委員長の選挙について、に入ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づきまして、選挙を行います。

平成27年3月31日、西東京市教育委員会委員長職務代理者 宮田清藏。

選挙の方法につきましては、西東京市教育委員会会議規則第6条の規定に基づきます。

立会人に米森委員と早川教育企画課長を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○宮田委員長職務代理者 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、米森委員と早川教育企画課長に立会人をお願いいたします。

それでは、投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○宮田委員長職務代理者 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○宮田委員長職務代理者 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。皆さんに見えるようお願いいたします。

[投票箱点検]

○宮田委員長職務代理者 それでは、お名前を書くよう、お願いします。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、櫻井教育部長の点呼に従い、順次投票をお願いいたします。

[投票]

○宮田委員長職務代理者 投票を終了いたします。

開票を行います。では、立会人のお二人もよろしくお願いします。

[開票]

○宮田委員長職務代理者 開票の結果を御報告いたします。投票総数6票、うち、有効投票数6票。内容は、竹尾委員5票、宮田、私ですが、1票。よって、西東京市教育委員会委員長は竹尾委員が当選されました。

それでは、委員長に当選されました竹尾委員に御挨拶をお願いいたします。

○竹尾委員 ただいまの皆様の御推挙により、また引き続き教育委員長を務めることになりました。精いっぱい頑張りますので、どうぞ御支援、御協力のほどお願いいたします。

○宮田委員長職務代理者 ありがとうございます。またどうぞよろしくお願いいたします。

委員長が決まりましたので、これからの議事については委員長をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 07 分 休憩

午後 2 時 08 分 再開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

それでは、委員長に選ばれましたので、これからの議事は私が担当させていただきます。

○竹尾委員長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、委員長が定めることとなっております。委員の議席は、ただいま着席の席を議席として指定いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○竹尾委員長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第9 議案第34号 西東京市公立学校職員に関する措置等については、個人情報に関する案件でありますことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定によりまして会議を秘密会とし、日程第10 その他の後に開催したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○竹尾委員長 日程第4 議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則から日程第7 議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてまでは、東京都における非常勤職員制度の見直しに伴う関係規程の整備に関する案件ですので、一括して審議したいと思います。

日程第4 議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、日程第5 議案第30号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、日程第6 議案第31号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、日程第7 議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、議案第30号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、議案第31号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についての提案理由を説明申し上げます。

以上の議案につきましては、東京都教育委員会が平成27年度から一般職非常勤職員制度を

導入することに伴い改正を行う必要が生じたことにより、本臨時会に提案するものでございます。

なお、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 田中教育指導課長 それでは、議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきまして、A4横長の新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。表の右側を御覧ください。東京都からの通知により、第2条、教職員の定義につきまして、表の左側、「この規則において教職員とは、西東京市立学校に勤務する職員で東京都から給料又は報酬を受けているもの（教育長が別に定める者を除く。）をいう。」に改めます。

続きまして、附則の部分を御覧ください。施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

次に、議案第30号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、説明申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

表の右側、第1条中、「常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員。以下「職員」という。）」とあるのを、表の左側、「東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員。以下これらを「職員」という。）」に改めるほか、必要な文言の整理を行います。

次に、別表の部分を御覧ください。出勤簿の表示について規定する別表中、表の左側を御覧ください。事由の欄に、新たに36として「配偶者同行休業」を加えます。また、表の右側、38の項中から、職員の結核休養に関する条例の規定による休養の文言を削ります。

裏面を御覧ください。

別表に、新たに、47、「傷病欠勤」、48、「介護欠勤」、49、「勤務を割り振られない日」を加えます。そのほか、別表中の文言に必要な改正を加えるものでございます。

次に、附則を御覧ください。施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

次に、議案第31号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書を3枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

まず、この服務に関する訓令の適用を受ける職員の範囲を、表の右側、東京都教育委員会の任命する常勤の職員だけでなく、表の左側、東京都から給料又は報酬を受けている者、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員を新たに加えます。

次に、第3条第2項、履歴事項の届出から「、本籍」を削ります。

次に、第4条第1項、第7条第3号、第10条については、所要の文言の整理を行います。
次のページを御覧ください。

第13条中、「休日等」とあるのを、「休日又は勤務を割り振られない日」に改めます。
恐れ入りますが、お戻りいただきまして、議案書の2ページ、3ページを御覧ください。
様式第2号及び様式第3号をこのように改めます。

恐れ入ります、議案書の5ページを御覧ください。

様式第3号の次に、新たに様式第3号の2を加えます。

恐れ入ります、新旧対照表の最終ページを御覧ください。

附則の部分を御覧ください。施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

次に、議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を4枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

まず、このページの第4条から最終ページの第14条までの条文中、「西東京市教育委員会教育長」とあるものは一括して「教育長」に改めます。

新旧対照表の1ページにお戻りください。

第1条については、東京都の制度の改正に伴い学校職員等の範囲が変わったことから、この訓令の適用を受ける学校職員等について所要の改正を行うものでございます。

次に、第6条の次に、新たに第6条の2として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例として次の1条を加えます。内容は、学校職員における消防団員の兼業の許可についての手続等でございます。

次のページを御覧ください。

第8条、第11条、第13条第3項は、所要の文言の改正でございます。

次に、恐れ入りますが、議案の3ページを御覧ください。

様式第1号をこのように改めたいと思います。

次に、議案の5ページを御覧ください。

様式第1号の次に、この様式第1号の2を加えます。

次に、議案の7ページを御覧ください。

様式第2号をこのように改めます。

次に、恐れ入ります、新旧対照表の最終ページの附則の部分を御覧ください。施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

私からは以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 配偶者同行休業、これは何か奥さんと一緒に休みたいイメージなんですけど、どうということなのでしょうか。

○田中教育指導課長 こちらは、今お話がありましたとおり、仕事と配偶者との家庭生活の両立を支援するとともに、中長期的な視点に立って公務の貢献が期待される職として、旦那様、あるいは奥様が海外に行かれるときに同行する、そのような際に休業となるものが今現在認

められているというものでございます。

- 宮田委員 海外だけなんですか、それは。例えば、福島に派遣とかというのがありますよね。
- 田中教育指導課長 海外勤務、外国の大学に就学に対する制度であります。もともとは海外の在日施設、日本人学校に行くための制度だったんでございますけれども、その後、社会の今の状況を受けまして、一般企業においても認められるようになってきたと、そのような改正が加えられてきたものでございます。
- 竹尾委員長 ついて行くというのは先生が――。
- 森本委員 先生を休んで旦那さんの海外赴任と一緒にについて行くということですよ。
- 竹尾委員長 なるほど。
- 宮田委員 その逆もある。
- 森本委員 もちろん、いいということですよ、いずれにせよ。
- 竹尾委員長 結構長期になるわけね。それで休業になるわけだ。
- 宮田委員 休業の場合というのは月給みたいなものはどういうふうになるんでしょうか。
- 田中教育指導課長 出ない状況でございます。一定期間、1年とか2年とか長期になりますので、その間は給与が止められていると聞いております。
- 竹尾委員長 給料は出ないんでしょう。
- 田中教育指導課長 はい。
- 宮田委員 それで、直ちに戻れるというわけですね。月給は出ないんだけど、戻れることは非常に楽というか、形式的に戻れると。
- 田中教育指導課長 そのとおりでございます。
- 竹尾委員長 そうすると、昇給はどうなるんですか。
- 田中教育指導課長 正確には調べておりませんが、昇給等もその分止められ、復職日に昇給するというものでございます。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

- 宮田委員 今、話を聞いていて、めくれないんですよ。5ページ目と言っても――。それぞれでいいんですが、通しでもいいし、全部にページを書いておいていただくと、めくるときに、すぐめくりやすいので。これはこの話だけではないですが、お願いします。
- 竹尾委員長 よろしくお願いたします。

ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

これより議案第29号 西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○竹尾委員長 日程第8 議案第33号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第33号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年3月31日付及び平成27年4月1日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○櫻井教育部長 議案第33号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、教育長に補足して説明申し上げます。

恐れ入ります、専決処分書を御覧ください。

教育委員会事務局職員の異動のほか、市長部局への出向に関するものでございます。異動の内容につきましては表の部分を御覧いただきたいと思っております。

まず、平成27年3月31日付人事異動でございますが、初めに、同日付の退職に伴う市長部局への出向でございます。山本一彦教育部副参与兼社会教育課長を初め6名が市長部局に出向し、退職となるものでございます。また、教育部主幹兼)統括指導主事でありました内田辰彦が東京都教育委員会からの派遣を解かれております。

続きまして、4月1日付の人事異動でございます。

子育て支援部副参与兼)児童青少年課長の南里由美子が教育部特命担当部長に、また、図書館長の奈良登喜江が教育部副参与兼)図書館長に、教育支援課長の渡部昭司が教育部副参与兼)教育支援課長に、生活文化スポーツ部スポーツ振興課長の等々力優が教育部学校運営課長に、教育部教育企画課長補佐の岡本範子が教育部社会教育課長に、生活文化スポーツ部主幹(産業振興課)兼)農業係長併任農業委員会事務局書記の矢澤吉男が教育部主幹(公民館)兼)芝久保公民館分館長に、子育て支援部子ども家庭支援センター長補佐兼)相談係長の伊田昌行が教育部公民館長に異動となりました。また、新たに、教育部統括指導主事に西川幸延が東京都教育委員会から派遣されます。そのほか再任用を含めて10名が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置いたします。

また、係長等から課長補佐等への昇任、主任から係長等への昇任、技能長への昇任等、合わせて9名が昇任いたします。

一方、現教育部特命担当部長の坂本眞実、現教育部公民館長兼) 事業係長の田中政治、現教育部学校運営課長の宮坂哲史外6名が市長部局へ出向となります。

以上、職員の人事につきましての説明とさせていただきます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田委員 坂本さんはどちらに行かれるんですか。
- 坂本教育部特命担当部長 4月1日付で危機管理室長を拝命することを予定しております。
- 宮田委員 例えば、最初のページで図書館長は変わらないけれども、「副参与兼」というのがついていますね――。
- 竹尾委員長 昇格したんです。
- 宮田委員 やっぱ副参与のほうが偉いわけですね。
- 櫻井教育部長 そういうことです。
- 宮田委員 そうすると、早い話、月給だけ上がると。権限は関係ないんですか。
- 櫻井教育部長 そうですね、ただ――。
- 宮田委員 処遇が上がると。
- 櫻井教育部長 処遇は上がります。
- 竹尾委員長 今まで図書館長さんは係長さんだったんですか。
- 櫻井教育部長 いや、係長ではないです。課長職ではありますけれども――。
- 竹尾委員長 副参与はもう一つ上か。
- 櫻井教育部長 はい。
- 宮田委員 課長職より上ということになるんですか。全然そういうものがわからないので。そうすると、部長と課長の間の処遇になると。
- 櫻井教育部長 そういうことです。
- 宮田委員 わかりました、すみません。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第33号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

- 竹尾委員長 日程第10 その他、を議題といたします。教育委員会全般のことについて何か御質問がありましたらどうぞ。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

- 竹尾委員長 日程第9 議案第34号 西東京市公立学校職員に関する措置等について、は、個人情報に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、西東京市教育委員会会

議規則第13条ただし書きの規定に基づき、会議を秘密会とさせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午 後 2 時 32 分 休 憩

午 後 2 時 51 分 再 開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 51 分 開 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員